



厚生労働省

北海道労働局

Press Release

厚生労働省北海道労働局発表
平成27年10月29日

担当	厚生労働省北海道労働局 労働基準部監督課 <電話> 011-709-2311 (内線 3541)
----	---

報道関係者 各位

「過重労働解消キャンペーン」を11月に実施します

～過重労働などの撲滅に向けた監督指導や無料の電話相談などを実施～

厚生労働省北海道労働局（局長 たなか としあき 田中 敏章）は、長時間労働の削減等の過重労働解消に向けた取組の推進を図る観点から、「過重労働解消キャンペーン」（以下「キャンペーン」という。）を設定し、

- （1）長時間労働の削減
- （2）過重労働による健康障害防止対策の徹底
- （3）労働時間の適正な把握の徹底
- （4）賃金不払残業の解消

を中心に、労使を始めとする関係者に対して、広く周知・啓発等を行い、その主体的な取組を促進することとし、著しい過重労働や悪質な賃金不払残業などの撲滅に向けた監督指導や過重労働に関する全国一斉の無料電話相談といった取組を予定しています。（詳細は別紙）

【取組概要】

1 労使の主体的な取組を促します

キャンペーンの実施に当たり、平成27年9月25日から10月5日にかけて使用者団体や労働組合等に対し、北海道労働局長による協力要請を行いました。

2 重点監督を実施します

長時間の過重な労働による過労死などに関して労災請求が行われた事業場や若者の「使い捨て」が疑われる企業などへ監督指導を行います。

3 無料電話相談を実施します〔取材可〕

「過重労働解消相談ダイヤル」（無料）を全国一斉に実施し、北海道においては、北海道労働局の担当官が相談に対応します。

実施日時： 11月7日（土）9：00～17：00

フリーダイヤル： 0120（なくしましよ794）長い残業713

（取材を希望される場合は、別添により事前に御登録ください。）

厚生労働省北海道労働局過重労働解消キャンペーン特設ページ

http://hokkaido-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/news_topics/topics/topics_2015/120104.html

平成 27 年度「過重労働解消キャンペーン」の概要

1 実施期間

平成 27 年 11 月 1 日（日）から 11 月 30 日（月）までの 1 か月間

2 具体的な取組

（1）労使の主体的な取組を促します

キャンペーンの実施に当たり、北海道労働局長が、使用者団体や労働組合に対し、長時間労働削減に向けた取組に関する周知・啓発などの実施について、協力要請を行い、労使の主体的な取組を促します。

（2）重点監督を実施します

ア 監督の対象とする事業場等

長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場等に対して、重点監督を実施。

労働基準監督署及びハローワークに寄せられた相談等を端緒に、離職率が極端に高いなど若者の「使い捨て」が疑われる企業等を把握し、重点監督を実施。

監督指導の結果、法違反の是正が図られない場合は、是正が認められるまで、ハローワークにおける職業紹介の対象としない。

イ 重点的に確認する事項

時間外・休日労働が 36 協定の範囲内であるかについて確認し、法違反が認められた場合は是正指導。

賃金不払残業がないかについて確認し、法違反が認められた場合は是正指導。

不適切な労働時間管理については、労働時間を適正に把握するよう指導。

長時間労働者については、医師による面接指導等、健康確保措置が確実に講じられるよう指導。併せて、長時間労働の抑制及び時間外労働時間の削減を指導。

ウ 書類送検

重大又は悪質な法違反が確認された場合は、送検し、公表します。

（3）無料電話相談を実施します

フリーダイヤルによる全国一斉の「過重労働解消相談ダイヤル」を実施し、北海道労働局の担当官が、相談に対する指導・助言を行います。

フリーダイヤル なくしましょう 長い残業
0 1 2 0 - 7 9 4 - 7 1 3

平成 27 年 11 月 7 日（土）9：00～17：00

「過重労働解消相談ダイヤル」以外にも、相談や情報提供を受け付けます。

ア 最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署（開庁時間 平日 8：30～17：15）

イ 労働条件相談ほっとライン（厚生労働省委託事業）

平日夜間・土日に、誰でも労働条件に関して、無料で相談を受け付けています。

フリーダイヤル はい！ 労働
0 1 2 0 - 8 1 1 - 6 1 0

月・火・木・金 17:00~22:00、土・日 10:00~17:00

URL:http://hokkaido-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/news_topics/topics/topics_2015/soudanhottorain.html

ウ 労働基準関係情報メール窓口

労働基準法等の問題がある事業場に関する情報を受け付けています。

URL:http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/mail_madoguchi.html

(4) 周知・啓発を実施します

使用者等へのリーフレットの配布、広報誌、ホームページの活用により、キャンペーンの趣旨などについて広く国民に周知を図ります。

(5) 企業における自主的な過重労働防止対策を推進します

事業主、企業の労務担当者などを対象に次のシンポジウムなどを実施します。

過重労働解消のためのセミナー<実施済み>

〔日時〕平成27年10月15日(木)13:30~16:00

働き方・休み方改革シンポジウム

〔日時〕平成27年11月9日(月)14:00~17:00(13:00開場)

〔場所〕共済ホール

札幌市中央区北4条西1丁目1 共済ビル6階

〔申込み等詳細について〕

(URL) <http://www.mri.co.jp/work-holiday-sympo/>

(問合せ先) ㈱三菱総合研究所 働き方・休み方改革シンポジウム開催事務局

電話 03-6705-6022 (受付時間: 月~金 10:00~17:00)

過労死等防止対策推進シンポジウム

〔日時〕平成27年11月21日(土)14:00~16:30(受付開始13:30)

〔場所〕自治労会館 大ホール

札幌市北区北6条西7丁目5-3

〔申込み等詳細について〕

(URL) <https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo>

(FAX) 052-915-1523

(問合せ先) ㈱プロセスユニーク

電話 052-919-7883